## 佐賀県告示第345号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成 25 年 11 月 8 日から平成 25 年 12 月 9 日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 11 月 8 日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前	幅員メー	延長メー
		後の別	トル	トル
一般国道	伊万里市木須町字宮ノ前	後	92.5~	2238.0
204 号	3764 番地先から		12.0	
	伊万里市松島町字搦 772 番 1			
	地先まで			
		前		
県道		後		
黒川松島線	伊万里市木須町字宮ノ前	前	92.5~	2238.0
	3764 番地先から		12.0	
	伊万里市松島町字搦 772 番 1			
	地先まで			